1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　岡村邦夫在中央アフリカ大使
世界食糧計画側　フェリックス・ゴメス在中央アフリカ事務所代表
平成二十九年十月十八日
外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百五十四号

平成二十九年十月四日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億五千万円

○文化庁告示第五十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として旧奈良監獄保存活用株式会社を指定したので、同条第三項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。
平成二十九年十月十八日
文化庁長官　宮田　亮平

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧奈良監獄	十七棟二基	平成二十九年二月二十三日文部科学省告示第十七号	国（法務省）	東京都千代田区霞が関一丁目一番一号	奈良県奈良市般若寺町十八番地

3　署名者
日　本　側　迫久展在ギニア大使
ギニア側　カニー・ディアロ計画・国際協力大臣
平成二十九年十月十八日
外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百五十五号

平成二十九年十月四日にコナクリで、第二次首都圏周辺地域小中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　第二次首都圏周辺地域小中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十九億千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年九月三十日
4　署名者
日　本　側　迫久展在ギニア大使
ギニア側　カニー・ディアロ計画・国際協力大臣
平成二十九年十月十八日
外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千五百六十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十九年九月二十三日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。
平成二十九年十月十八日
農林水産大臣　**齋藤　健**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23966	アミカルバゾン・フルポキサム・ブロマシル粒剤	ウィードボリスＤＸ	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進
23967	アミカルバゾン・フルポキサム・ブロマシル粒剤	ネコソギＤＣＭ粒剤	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　レイ滝口健一
23968	フルポキサム・ブロマシル粒剤	草取り名人Ｆ	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進
23969	フェンプロパトリン・ミクロブタニル複合肥料	ベニカワイドケアスプレー	東京都中央区日本橋小網町１番８号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　橿辻覚和

○農林水産省告示第千五百六十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十九年九月二十七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。
平成二十九年十月十八日
農林水産大臣　**齋藤　健**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23970	フィプロニル水和剤	トップチョイスフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・ブリンツ
23971	トルプロカルブ粒剤	サンプラス１キロ粒剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功
23972	トルプロカルブ粒剤	ゴウケツ１キロ粒剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
23973	トルプロカルブ粒剤	サンプラス粒剤１８	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功
23974	トルプロカルブ粒剤	ゴウケツ粒剤５００	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
23975	ジエトフェンカルブ・ペノミル水和剤	ニマイバー水和剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23976	ベンチアバリカルブイソプロピル・ＴＰＮ水和剤	ＧＦワイドヒッター顆粒水和剤	東京都中央区日本橋小網町１番８号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　橿辻覚和

○農林水産省告示第千五百六十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第六条の七の規定により公告する。
平成二十九年十月十八日
農林水産大臣　**齋藤　健**

1．登録番号、農薬の名称並びに製造者又は輸入者の氏名及び住所
平成29年10月２日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16861	日農トリメックＦ液剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
16862	トリメックＦ液剤	東京都中央区日本橋人形町二丁目33番８号　東洋グリーン株式会社　代表取締役　山田孝雄
16863	日産モンカットフロアブル	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

平成29年10月３日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20903	プラストップ粉剤ＤＬ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
20905	プラストップフロアブル	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　氏家廣
20906	住友化学プラストップフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
20911	パットフルエースＬ２５０グラム	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智
20915	フォーマット１キロ粒剤５１	〃
20919	ガードベイトＡ	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明